平成24年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 24-11-1)

施策目標	原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
施策の概要	原子力損害賠償法に基づき、「原子力損害賠償紛争審査会」による指針の策定や「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介等を実施する。原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保の一環として、原子力損害賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講じる。

活動指標	基準値			実績値			目標値
(アウトプット)	23 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	24 年度
① 原子力損害賠償 紛争審査会の 開催	原囲し針等を間避りを開かる「主針」を開かる「主動」を開かる「主動」を開いて、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	_	_	_	原の体た針避す示指追に区直るし針補し子範像「「難るし針補よ域し損た第」大力囲を中自等損た第、る等等害中二を損の示間主に害中一政避のにを間次策害全し指的関を間次府難見係示指追定害をし指的関を間次府難見係示指追定	農林漁業・食風祭示指追定 会風係示指追定 は が は か は か は の に を 間 が り に り の に り の に り の に り の に り り り り り し り し た 。 り し た 。 り し た 。 り し た 。 り し た 。 り し た 。 り し た 。 り と り と り と り と り と り と り と り と り と り	原子力損害賠償法 に基づき、で 実態に応の範する原 子力定等に関する反 判定追加的を 針に追るべ 会 かって 検討を で 検討を う。
年度ごとの目標値		_	_	_	_	_	
② 原子力損害賠償 紛争解決センタ ーにおける和解 の仲介の申立て のうち、処理に着 手している割合	100%	-	_	-	100%	100%	100%
年度ごとの目標値		_	_	_	100%	100%	
参考指標	23 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
原子力損害賠償紛 争解決センター申 立件数の累積	1,590 件	_	_	_	1,590 件	5,924 件	
原子力損害賠償紛 争解決センター未 済件数の累積	1,504 件	_	_	_	1,504 件	2,931 件	

【グラフ①:参考指標 原子力損害賠償紛争解決センター申立件数・未済件数の累積及び月別未済件数】

月別の処理件数が申立件数を上回っており、順調に推移している



達成目標1の評価結果

(評価結果)

東京電力福島原子力発電所事故により生じた原子力損害について、原子力損害賠償紛争審査会において、食品中の放射性物質の新たな基準値や食品以外の農林産物の暫定許容値等の設定に伴い新たな品目・区域に対して出荷制限等が出されたことを受けて、平成23年度に策定した中間指針に明示された産品・地域に加え、風評被害として認められる類型を追加する中間指針第三次追補を平成25年1月30日に策定した。これを受けた東京電力が、平成25年3月、農林漁業および加工・流通業における風評被害の賠償対象範囲の見直しを行い、新たな対象者に対しても賠償の受付を開始したことから、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化に貢献したと評価できる。

原子力損害賠償紛争解決センターにおいては、和解仲介手続の迅速・効率化に向け、業務運用の改善や体制強化策を実施し、 平成23年度末時点で40名であった調査官を平成24年度末時点で140名に増員した。また、平成24年7月2日に福島事務所 (郡山市)の支所を開設(福島市、会津若松市、いわき市、南相馬市)したほか、平成24年8月6日に東京事務所の拡充を行った。以上の業務運用の改善や体制強化の結果、平成25年1月以降、月別の処理件数が申立件数を上回るなど処理件数は着実に増えてきており、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化に貢献している。

なお、原賠法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置については、まずは現行の枠組みの下で、被害者の方々に対する適切な賠償支払いを着実に実施していくことを最優先としつつ、我が国エネルギー政策における原子力の位置付け等の検討や現在進行中の福島の賠償の実情等を踏まえながら、関係省庁と連携して引き続き検討を進める。

(課題)

原子力損害賠償紛争審査会委員による現地調査等により、被害の実態や区域見直し後の状況等を引き続き把握し、原子力損害 の範囲の判定等に関する指針に追加的に反映させるべき事項について検討を行う。

原子力損害賠償紛争解決センターでは、平成 24 年までに申立てがあった案件は終結までに約8か月を要しており、また、東京電力による財物賠償の開始や、原賠 ADR 時効中断特例法の成立等を受け、申立件数の増加も予想されるため、被害者がより迅速に和解の仲介を受けられるよう、引き続き業務の運用改善や調査官を 200 名規模まで増員する等の体制強化に取り組み、処理期間の短縮を図る。

これまでに実施している主な達成手段

事業名	24 年度 補正後予算 額 (千円)	25 年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
原子力損害賠償紛 争審査会等	2,275,390 (復興特会(文科省))	4,607,395 (復興特 会(復興 庁))	東京電力福島原子力発電所事故により生じた原子力損害について、被害者の迅速な救済を図るため、「原子力損害の賠償に関する法律」第 18 条に基づき原子力損害の判定等の指針を策定する紛争審査会を平成 23 年 4 月 11 日に設置し、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次、指針として提示する。また、賠償に関して生じた紛争について、同審査会の下に「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置し、和解の仲介を実施している。	①②	294	参事官(原 子 力 損 害 賠償担当)

(参考) 関連する独立行政法人の事業 (※必要に応じて関連する達成目標に入れても良い)

独立行政法人の事業名	24 年度 補正後予算額 (千円)	25 年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番 号	担当課
_	_	_	_	_	_	_

施策目標に関する評価結果

【必要性等】

(必要性の観点):

本件事故は広範囲にわたる放射性物質の放出をもたらした上、更に深刻な事態を起こしかねない危険を生じさせた。このため、政府による避難、屋内退避の指示などにより、指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、あるいは多くの事業者が、生産及び営業を含めた事業活動の断念を余儀なくされるなど、福島県のみならず周辺の各県も含めた広範囲に影響を及ぼす事態に至った。本件事故により放出された放射性物質による被害は未だ収束するに至っておらず、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により、事業に支障が生じた生産者などの被害者らの生活状況は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適切に救済する必要がある。

そのため、東京電力福島原子力発電所事故により生じた原子力損害について、被害者の迅速な救済を図るため、原子力損害の 賠償に関する法律に基づき、引き続き原子力損害賠償紛争審査会において、被害の実態に応じ、必要に応じて指針に追加的に反 映させるべき事項についての検討を行う。

(有効性の観点):

原子力損害賠償紛争審査会では、専門委員が食品新基準値の設定等に伴う農林漁業の風評被害に係る調査を実施し、その結果等を踏まえ、中間指針第三次追補を策定した。これを受けて東京電力は、平成25年3月、農林漁業および加工・流通業における風評被害の賠償対象範囲の見直しを行い、新たな対象者に対しても賠償の受付を開始したことから、被害者の迅速、公平かつ適切な救済に寄与している。

原子力損害賠償紛争解決センターでは、平成 25 年 1 月以降、月別の処理件数が申立件数を上回るなど処理件数は着実に増えてきており、平成 24 年度末時点で 2,993 件の申立ての処理を終えていることから、被害者の迅速、公平かつ適切な救済に有効であると言える。

(効率性の観点):

原子力損害賠償紛争解決センターにおいては、体制強化と併せて、迅速かつ効率的に和解案を作成するための基準となる「総括基準」の策定・公表や、仲介委員の複数審理から単独審理への移行等による審理体制の効率化等、業務運用の改善も実施しており、効率性を高める取組を進めている。

【今後の課題】

原子力損害賠償紛争審査会委員による現地調査及び現地での審査会開催等により、被害の実態や区域見直し後の状況等を把握し、原子力損害の範囲の判定等に関する指針に追加的に反映させるべき事項について検討を行う。

原子力損害賠償紛争解決センターでは、平成 24 年までに申立てがあった案件は終結までに約8か月を要しており、また、東京電力による財物賠償の開始や、原賠 ADR 時効中断特例法の成立等を受け、申立件数の増加も予想されるため、被害者がより迅速に和解の仲介を受けられるよう、引き続き業務の運用改善や調査官を 200 名規模まで増員する等の体制強化に取り組み、処理期間の短縮を図る。

【行政事業レビューの指摘】

【行政評価・監視の勧告】

【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

- ・原子力損害賠償紛争審査会において、現地調査及び現地での審査会開催等を通じ、被害の実態や区域見直し後の状況等を把握 し、原子力損害賠償の範囲の判定等に関する指針に追加的に反映させるべき事項について検討を行う。
- ・原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、被害者がより迅速に和解の仲介を受けられるよう、引き続き業務運用の改善や原子力損害賠償紛争解決センターの体制強化に取り組む。

【具体的な概算要求の内容】

<新規要求・拡充事業(同額を含む)>

· 原子力損害賠償紛争審査会等

平成26年度概算要求額:4,840百万円

【具体的な機構定員要求の内容】

- ・原子力損害賠償業務の着実な実施のための体制強化に伴い、企画官1名を機構要求し、参事官補佐5名及び調査・事件調整係長1名、調整第1~第3係長各1名、原子力損害賠償企画係員1名の計10名を定員要求する。
- ・原子力損害賠償業務の着実な実施のための体制強化に伴い、参事官補佐6名、指針係長1名、調査・事件第1~第5係長各1名の計12名の時限延長を要求する。

施策の予算額・執行額						
				(※政策評価調書は	こ記載する予算額)	
区分		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度要求額	
	当初予算	0	1,770,825 ほか復興庁 一括計上分 0	0 ほか復興庁 一括計上分 4,607,395	0 ほか復興庁 一括計上分 4,839,770	
予算の状況		<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分 0	<0> ほか復興庁 一括計上分 0	<0> ほか復興庁 一括計上分 0	
(千円)	補正予算	0	508,565			
上段:単独施策に係る予算		<0>	<0>			
下段:複数施策に係る予算	繰越し等	0	0			
		<0>	<0>			
	合計	0	2,279,390			
		<0>	<0>			
執行額(千日	円)	0	1,432,597			

施策に関係する内閣の重要政策・省内における検討会やその報告						
名称	年月日	関係部分抜粋				
		_				

指標に用いたデータ・資料等

【原子力損害賠償紛争審査会が策定した原子力損害賠償の判定等に関する指針】

- ●「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」(平成 23 年 4 月 28 日)
- ●「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」(平成 23 年 5 月 31 日)
- ●「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」(平成23年6月20日)
- ●「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月10日)
- ●「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」(平成 23 年 12 月 6 日)
- ●「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」(平成 24 年 3 月 16 日)
- ●「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)」(平成 25 年 1 月 30 日)

※全て文部科学省 HP において公表済み(http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/index.htm)

【原子力損害賠償紛争解決センター】

- ●原子力損害賠償紛争解決センターへの累積申立件数(平成 25 年 3 月 29 目付時点): 5,924 件
- ●原子力損害賠償紛争解決センターの累積既済件数(平成 25 年 3 月 29 日付時点): 2,993 件

有識者会議での 指摘事項				_
主管課 (課長名)	研究開発局原子力損害賠償対策室	(田口	康)	
関係課(課長名)				_